

## ～時間外・休日勤務も快適に～ 東浦町役場に「空調室」を設置します

現在、庁舎の空調機の運転時間は原則として平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（延長窓口を行う毎週水曜日は午後 8 時まで）としています。時間外については、残業する職員数など一定の利用要件を満たす場合に限り、時間を延長して空調機を稼働させています。

しかしながら、休日勤務の場合などは、利用要件を満たさないことが多く、高温の中で業務に従事している現状がありました。

そこで職員の健康保持と快適な執務環境の確保を目的に、庁舎内の一室を「空調室」として職員に開放し、休日勤務などで利用要件を満たさない場合でも空調機を利用できるようにします。これにより、猛暑時の熱中症対策となるとともに、業務の能率化にもつながることが期待されます。

### ●設置開始日

2025 年 8 月 23 日（土曜日）

### ●設置場所

東浦町役場 本庁舎 3 階 第 3 委員会室



### ■問い合わせ

東浦町行政課 ☎ 0562-83-3111（内線 244） 担当：竹内

